

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

今回のテーマ： 遺言書の作成と注意点

お子さんがいらっしゃるケースや特定の方に多く財産を遺したいケースなど、遺言書を作成される方が増えています。2013 年度の公正証書遺言の件数は 9.6 万件と 25 年前と比較して倍増しています。

1. 遺言によりできる主なこと

- 1) 法定相続分と異なる相続分の指定（推定相続人が妻と兄弟姉妹の場合で、妻のみに相続させるときなど）
- 2) 相続人以外に対する遺贈（孫、お世話になった人、公益財団法人に対して死後に財産を贈与）
- 3) 負担付の遺贈（扶養義務、債務の承継など受遺者は遺贈財産の価額の範囲内で義務を負担）
- 4) 遺産の分割方法の指定
- 5) 推定相続人の廃除（被相続人に虐待または重大な侮辱を加えた場合などに相続人の相続権の剥奪）
- 6) 遺言執行者の指定
- 7) 婚外子の認知
- 8) 未成年後見人や未成年後見監督人の指定
- 9) 遺留分減殺請求の順序の定め（どの相続財産から減殺していくのかなど）

2. 遺言の効力

遺言書がある場合には、原則として遺言書に記載のとおり遺産分割をします。遺言書と異なる分割協議は相続人と遺贈による受遺者全員の同意がある場合には可能です。遺言執行者の指定があるときは、遺言執行者の同意も必要です。

また、銀行借入のような可分債務は法定相続分と異なる定めがあるときは、債務を軽減負担しない相続人が免責的債務引き受け契約を銀行と締結することが必要です。

3. 複数の遺言書があった場合

最新（後）の遺言書が有効となります。

複数の遺言書があって、その内容が違う場合には、後の遺言により、前の遺言の内容が矛盾しない部分は前の遺言も有効となります。

お見逃しなく！

① 意思能力のある軽度の認知症の場合、遺言の真偽につき問題が起こりやすいので、公正証書遺言の採用、遺言作成日（あるいはその前・後）の医師の診断書の入手、遺言作成時の医師の立ち会い、作成時の状況を書面（可能であれば映像）に記録することが有用です。

② 後継ぎ遺贈は、たとえば「遺言者 X の死亡時には配偶者 Y に全財産を遺贈するが、子 Z が 20 歳に到達した時は、Z がその財産を受け継ぐこととする」といったある条件の成就や期限到来により、順次指定された者に財産が移転する X が行なう遺贈です。後継ぎ遺贈は民法に定めがなく、実務上、問題になることがありましたが、現在では、受益者連続型信託契約を締結することで、同様の効果が得られます。